

令和4年8月10日 美郷町農業委員会会議録

令和4年8月10日午前9時農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

1. 出席委員は、次のとおり

1番	小西嘉之	9番	井関一良
2番	加藤堅之助	10番	山田貞子
3番	高橋秀行	11番	中野龍太郎
4番	佐々木竜孝	12番	佐藤久
5番	奥山秀治	13番	木村とも子
6番	佐々木定廣	14番	高橋正和
7番	深田秋彦	15番	深沢靖
8番	細井千代文	17番	高橋正尚

本会委員出席者 16名

2. 欠席委員は、次のとおり

16番 鈴木敏夫

欠席者 1名

1. 出席事務局職員

局 長	小田長 光 仁
庶務班長兼農地調整班長	加 藤 隆 輝
農地調整班上席主査	高 橋 章 浩

2. 会議事件は下記のとおり

- 第 1 議事録署名員の指名について
- 第 2 議案第33号 宅地に付属した農地の指定について
- 第 3 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第 4 議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第 5 議案第36号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第 6 議案第37号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）

会長 高橋 正尚 午前9時20分本委員会の閉会を告げた。

令和4年8月10日農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和4年8月10日
2. 場 所 美郷町役場特別会議室
3. 開 会 午前9時
4. 閉 会 午前9時20分
5. 議事録署名委員 3番 高橋 秀行
4番 佐々木 竜孝

- 議 長 それでは、ただ今から令和4年第8回農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は、定足数に達しております。お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。
- 議 長 日程第1、議事録署名員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、3番、高橋委員、4番、佐々木委員を指名します。
- 議 長 次に、日程第2、議案第33号宅地に付属した農地の指定についてを上程し議題とします。議案第33号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第33号、申請番号2番について議案書をもとに朗読、説明 】
申請番号2番 仙南地区の畑1筆、449㎡、申請者は〇〇〇さんです。申請人は当該地を耕作するには自宅から国道を横断しなければならず、耕作が不便でした。当該地の隣地に居住している〇〇〇さんが家庭菜園として耕作したいことから売買するものです。受人は取得農地を継続して耕作する旨の誓約書を提出しております。よって「美郷町宅地に付属した農地の別段の面積取扱基準」第4条の各要件を満たしていると考えられます。資料として1ページに位置図、2ページに公図、を添付しております。
- 議 長 議案第33号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、指定のための審査の報告をお願いします。
13番委員 申請番号2番について審査の報告をいたします。8月7日午後1時から加藤委員と現地確認をして参りました。当該地は〇〇〇さんが耕してはいますが、作付けはしておらず、今後も活用するのにとても難しい場所だということを確認しました。〇〇〇さんが譲ってもらい、これから秋作物を植え付けるということで、なんら問題がないと判断しましたので報告いたします。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号2番について質疑を行います。

質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号2番については原案のとおり決することに異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号2番については原案のとおり決しました。よって、日程第2、議案第33号については原案のとおり指定いたします。

- 議 長 次に、日程第3、議案第34号農地法第3条の規程による許可申請についてを上程し議題とします。申請番号34番について事務局より説明願います。

- 庶務班長 【 議案第34号、申請番号34番について議案書をもとに朗読、説明 】
所有権移転1件です。

申請番号34番、仙南地区の畑1筆、449㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。議案第33号の案件です。10aあたり〇〇〇円です。申請番号34番の申請内容につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しておりませんので、許可要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第34号について、事務局より説明が終わりました。それでは、これより審議を行います。申請番号34番について質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号34番については原案のとおり決することに異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号34番については原案のとおり決しました。よって、日程第3、議案第34号については原案のとおり許可決定いたします。

- 議 長 次に、日程第4、議案第35号農地法第5条の規程による許可申請についてを上程し議題とします。申請番号4番について事務局より説明願います。

- 庶務班長 【 議案第35号、申請番号4番について議案書をもとに朗読、説明 】

申請番号4番、仙南地区の田1筆、畑1筆、計1,046㎡、渡人は〇〇〇さん、〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。受人は現在の農作業小屋のスペースが狭くなり、自宅の隣地へ農作業小屋の新築を計画し、農地転用の申請をしました。8ページの公図をご覧ください。58番2の農地は〇〇〇さんからの所有権移転、59番1の農地は〇〇〇さんとの使用貸借となります。〇〇〇さんと〇〇〇さんは祖父と孫の関係です。事業内容が農作業小屋の新築1件ですので、1件の申請番号としております。

面積は、農作業小屋298.11㎡、農機具置場385㎡、通路、雪捨て場、緩衝地362.89㎡です。総事業費は〇〇〇円で全額借入資金、用地取得費は〇〇〇さんからで〇〇〇円です。当該地は農用地区域内農地で農地法第5条第2項但し書きにあります、「農用地区域内の農地又は採草放牧地につき

農用地利用計画において指定された用途（農地、混牧地、農業用施設用地、この関係の中では軽微な変更）農業用施設に供するため農地以外のものにするときはこの限りではない」に該当すると判断しております。この案件の詳細については、4ページに位置図、5ページに配置図、6ページに平面図、7ページに立面図、8ページに公図を添付しております。以上です。

- 議 長 議案第35号について、事務局より説明が終わりました。それでは申請番号4番について調査の報告をお願いします。
- 12番委員 申請番号4番について調査の報告をいたします。8月2日、午前8時30分、山田委員、事務局の高橋さんとともに受人の〇〇〇さん立ち会いのもと調査をいたしました。調査項目に従って調査しましたが、なんら問題がありませんでしたので報告します。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号4番について質疑を行います。質疑ございませんか。
- 2番委員 農作業小屋、農機具置場とありますが、農機具置場というのは舗装しているとか屋根がかかるとかといったものですか。
- 庶務班長 舗装とকাশないで砂利のままで農機具を置くということでした。
- 議 長 ほかに質疑ございますか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号4番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号4番については原案のとおり決しました。よって、日程第4、議案第35号については原案のとおり許可相当と意見決定いたします。
- 議 長 次に、日程第5、議案第36号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程し議題とします。議案第36号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第36号、申請番号79番から81番について議案書をもとに朗読、説明 】
始めに所有権移転です。
申請番号79番、千畑地区の田1筆、2，857㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢であり後継者もいなく、また当該地は渡人の居住から遠方で耕作不便であることから、農地を手放したく売買することとなりました。価格は総額で〇〇〇円で引き渡し時期は8月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料1ページのとおりです。農機具一式を所有しております。
続きまして賃借権設定です。全て再設定です。
申請番号80番、仙南地区の田8筆、12，214㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で期間は5年間です。受人の経営状況につきましては、資料2ページのとおりです。農機具一式を所有しております。

申請番号81番、仙南地区の田1筆、296㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で期間は5年間です。受人の経営状況につきましては、申請番号80番と同じです。

申請番号79番から81番までの3件はいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第36号について、事務局より説明が終わりました。それでは、これより審議を行います。申請番号79番から81番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号79番から81番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号79番から81番については原案のとおり決しました。

よって日程第5、議案第36号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 次に日程第6、議案第37号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）を上程し議題とします。議案第37号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第37号、申請番号145番から152番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

中間管理事業による賃借権設定です。契約期間は申請番号145番は令和4年9月1日から令和19年8月31日までの15年間、その他は令和4年9月1日から令和14年8月31日までの10年間です。

申請番号145番、仙南地区の田10筆、畑6筆、計17,610.57㎡、出し手は〇〇〇さんです。総額で〇〇〇円で受け手は〇〇〇さんです。

以下6件の受け手は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円です。申請番号146番、六郷地区の田4筆、15,901㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号147番、仙南地区の田1筆、1,030㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号148番、仙南地区の田1筆、1,623㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号149番、仙南地区の田1筆、2,924㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号150番、仙南地区の田1筆、2,964㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号151番、仙南地区の田2筆、2,016㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号152番、六郷地区の田1筆、490㎡、出し手は〇〇〇さんです。総額〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。

申請番号145番から152番までの8件は、農業経営基盤強化促進法第

- 18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。
- 議 長 議案第37号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号145番から152番までで
ございます。質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは申請番号145番から152番までについて
は原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって申請番号145番から152番までについて
は原案のとおり決しました。
日程第6、議案第37号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 以上で会議案件はすべて終了いたしました。
- 議 長 これをもちまして、令和4年第8回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会議終了 午前9時20分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和4年8月10日

美郷町農業委員会会長 高 橋 正 尚

議事録署名委員 高 橋 秀 行

議事録署名委員 佐々木 竜 孝